

daily コラム

2026 年 7 月 14 日 (火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

法人住民税・事業税の分割基準 「事務所等の数」「従業員の数」

法人住民税・事業税の「分割基準」とは？

法人の法人住民税（法人税割）や事業税は、事務所等が所在する地方公共団体（都道府県・市民税）により課税されます。複数の地方公共団体（都道府県・市町村）に事務所等を有する場合には、課税標準額の総額を一定の基準に分割して、地方公共団体ごとの課税標準額と税額を算定します。この基準のことを「分割基準」といいます。

「分割基準」は、法人住民税（法人税割）の場合には「従業員の数」を使用しますが、法人の事業税の場合、法人の業種によって異なる「分割基準」が適用されます。

事業税の「分割基準」の種類

特殊な業種（電気供給業、ガス供給業・倉庫業、鉄道事業・軌道事業）以外の法人の事業税に適用される「分割基準」は次のとおりとなります。

業種	分割基準
非製造業	事務所等の数×1/2 ＋従業員の数×1/2
製造業	従業員の数

なお、資本金 1 億円以上の製造業の法人の「従業員の数」については、工場の「従業員の数」×1/2 を加算します。

(1) 事務所等の数

「事務所等の数」は、事業年度の「各月末日」現在における事務所等の数を「合計」して算出します。事業年度を通じてその県に事務所が存在した場合、「1」ではなく「12」（1 か所×12 か月）として計算します。

(2) 従業員の数

一方、「従業員の数」は原則として、「期末」の人数で計算します。ただし、期中に「従業員の数」が著しく変動した場合（最高人数が最低人数の 2 倍超など）は、各月末の平均人数を用いて計算します。また、事業年度の途中で新設・廃止された事務所等がある場合には、補正計算を行います。

<分割基準の「従業員の数」>

社員等のタイプ	従業員数
アルバイト、パート、契約社員、嘱託社員	含める
取締役、監査役、非常勤役員	含める
他社からの出向者	含める
他社への出向者	含めない
派遣会社から派遣された者	含める
休職者（連続 1 か月以上）	含めない
事業年度末日の退職者	含める



実務で迷いやすい
「分割基準」。整理
しておきましょう